

## 第3章 安全管理のための体制

### 3.1 安全管理組織

嗅覚測定法実施の際の安全管理に係る組織を整備し、責任体制を明確にするとともに、確実かつ迅速な情報伝達を期すべきである。嗅覚測定を行う測定機関においては、以下のよう  
な点に注意し、安全管理責任者を定めて、安全管理体制の確保に努める。

- (1) 臭気発生源における有害物質等に関する情報が、試料採取者、オペレータに適切に伝達される体制を整備し、試料採取者及びオペレータが安全性に関する情報を十分得られるよう努める。なお、パネルに対しても妥当な範囲で安全性に関する情報を伝えるよう努める。
- (2) 安全管理に係る責任体制、情報伝達体制及び教育指導体制に関する組織の整備に努める。

なお、安全管理組織は嗅覚測定法に係るものを独立して整備する必要はなく、機関全体の安全管理体制の一部として位置付けることがむしろ一般的であろう。

### 3.2 教育及び訓練

安全管理の責任者は、安全確保に関するマニュアル等の整備に努め、嗅覚測定法に関わる職員に対して安全管理に関する教育指導及び訓練を日頃より十分行い、それぞれの担当員の資質及び技能などの向上を図るよう努める。

### 3.3 文書・記録等の管理

安全管理の責任者及び嗅覚測定法に関わる職員は、本マニュアルに記述のある文書、記録等の適切な作成及び保管を行い、問題点や不測の事故等の情報を適切に記録し、今後の安全管理対策に役立てる。

安全管理のためには、日ごろからの教育訓練が必要であり、教育訓練には、所内で行う方法、講習会などに参加する方法、作業前に実施する方法がある。

工場などで行われている教育手法としては、一般的にKY活動がある。KYとは危険予知のことで、人は作業前にどんな危険があるかを把握しそのための対策をどうするかを考えておくと、たとえ事故が発生しても危険を回避できることが多い。所内でKY活動を訓練し、測定先の現場では作業前安全チェックミーティングでKYを行う。

所内では、リーダーが作業現場のイラスト(下図)や分析作業のイラストを用いブレインストーミング(自由に意見を出しあって、独創的なアイデアを引き出す思考法)で危険予知内容を作業者に抽出させる。

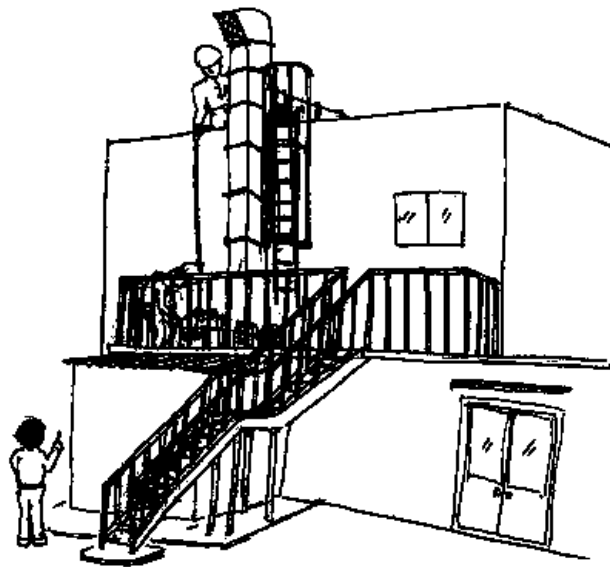
次に、抽出された危険に対し対策を考え安全用具などを配備する。これらは実際に経験した現場の例や、一般的に公開されている過去の事故事例などを参考にを行うとよい。

測定先の現場では、当日行う作業内容をお互いに確認しあい、現地下見情報や実際の現場の様子から危険予知を行い、作業するに当たって常に危険を頭に入れておく。

参考にKY活動のためのイラストを示した。どんな危険が潜んでいるか、その対策はどうか、ポイントは何かなどを抽出する材料に用いる。

さらに、本マニュアルの参考資料4を教育訓練の教材として参照のこと。

どんな危険が潜んでいるか？



〔潜在危険の例〕  
屋根から工具が落ちてくるかもしれない。

〔必要な対策例〕  
下にいる人はヘルメットをかぶらなくてはならない。